



ISSN 0385-0838

第 147 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所
 東京都武蔵野
 市境 5-24-10
 電話 0422(54)3111
 郵便番号 180-8629

ダブル選挙で揺れ動く韓国

―二〇一二年三月の現地調査報告―

野副伸一

筆者は去る三月十一日から十八日までの七泊八日、ソウルに滞在し、ジャーナリスト、研究者、大学教授、脱北者等に会い、様々なテーマで意見を交換した。この韓国訪問は毎年三月に行っており、「韓国の政治、経済、外交、南北関係等の定時・定時観測」となっている。今回は十四回目にあたる。三月末現在の韓国の状況を報告したい。

今回は、二〇年に一回しかないダブル選挙、即ち総選挙と大統領選挙が同じ年に実施される年に当たっており、我々がソウルに滞在中にも与野党で総選挙のための公薦（党公認候補の選定）作業が開始され、悲喜交々の様相を呈していた。

一・観光特需で潤うソウル

一週間という短い滞在期間ではあったが、幾つか印象に残る点があった。それらを簡単に紹介しておきたい。まず、ウォン安の継続である。一年前に一〇〇円＝一、二九〇ウォンであった為替レートは、今回も一〇〇円＝一、三〇〇ウォンと殆ど変わらなかった。ウォン安の継続は、一方では外国人観光客を増加させていた。昨年韓国を訪れた外国人観光客の数は前年比十一%増の九七九万人で、韓国は引き続き観光特需に沸いていた。深刻な客室不足解消のため、ホテルが続々と建設されており、新しいホ

目次

○ダブル選挙で揺れ動く韓国 ―二〇一二年三月の現地調査報告― ……野副伸一……	(1)
○フィリピンのバナナ生産と協同組合 ……野沢勝美……	(4)
○随想 シアヌーク殿下の思い出 ……友田 錫……	(6)
○「国際中堅企業」の登場(31) モンゴルの「逆優位」の活用(替光精機) ……西澤 正樹……	(8)
○ネパールにおける民法草案の起草支援 ……木原 浩之……	(10)
○『アジアの窓』中国農村の遠距離通学 ……小林 照直……	(12)

テルの開業も頻繁のようだ。我々はソウルに到着した晩、大皿に盛られたパジョン（韓国風お好み焼き）を肴に焼酎四本を飲み、河豚チリ四人分を食べて一〇万四、〇〇〇ウォン払った。一見高そうに思えるが、日本円にするとちょうど一人当たり二、〇〇〇円にしかない。ウォン安のお陰である。

他方、ウォン安は輸入物価の上昇をもたらした。韓国の庶民にとっては怨嗟の的になっていた。ちなみに、新聞の値段は今回一部八〇〇ウォンになっていた。新聞代は毎年一〇〇ウォンづつ上昇していたが、今回は一気に二〇〇ウォンも上がっていた。二リツトル入りミネラルウォーターも昨年は一、〇〇〇ウォンだったのが、今回は一、四〇〇

ウォンになっていた。

ソウル市内は急速に変化し、目に見えてきれいになってきているというのが、我々四人の共通した印象でもあった。しかしスモッグは相変わらずで、ホテルから見た朝日はいつもぼんやりとしていた。ソウルの地下鉄網の延伸には目覚しいものがある。今回初めて三号線の終点大化駅まで行ったが、都心から一時間の距離であった。延伸に伴い知らない地名が駅の表示板に沢山登場し、地下鉄の乗り換えには苦勞させられた。

二、関ヶ原の戦い

本題に入ろう。今回のダブル選挙は、韓国にとってどういう意味を持っているのであろうか。日本の歴史に詳しい年配のジャーナリストは、天下分け目の関ヶ原の戦いである」と主張する。同氏にとっては、ダブル選挙の結果は大韓民国体制が維持できるかどうか、極めて重要な意味を持っている選挙なのである。別な保守系ジャーナリストも「もし総選挙で野党が勝つと、経済は恐慌状態になり、政治は内戦状態になる可能性がある」と心配していた。

筆者はソウルへ行く前に東京で韓国紙を読んでいた、総選挙は野党が圧勝するのではないかとの印象を強く持った。その印象をソウルでぶつけて見たところ、総選挙でどの党が勝つかは今のところ流動的で、結果は今後の変数如何による、というのが共通した反応であった。ある進歩系ジャーナ

リストは、野党の主張が過激なため中道・穏健派が逃げ出し、野党と与党の支持率が今は拮抗している、と主張していた。前述の日本通ジャーナリストは、特に大きな変数がない限り野党が勝つであろうと予測していたが、筆者も同感であった。その意味で、三月十六日に北朝鮮が発表したロケット発射予告が総選挙にどう影響をもたらすか、その帰趨が注目されよう。

三、防戦一方の与党

筆者が野党有利と判断する理由は、韓国の政局の状況にある。韓国の政局は、昨年四月、一〇月の補欠選挙での野党勝利以来、与党が野党に押し捲られる状況にある。特に四月の補欠選挙での益唐シヨックは大きな打撃を与党に与えた。ソウル南の城南市の益唐乙区は与党の金城湯池の選挙区であった。ところが負けるはずがないと思われていた姜在渉与党候補（元ハンナラ党代表）が孫鶴圭野党候補（民主党代表）に負けてしまった。その背景には、インフレの昂進、アパート価格の下落、金利負担増大等で、生活が一段と苦しくなった三〇、四〇台の有権者が大企業優先の李明博政権・ハンナラ党に叛旗を翻してしまったことがある。

また一〇月のソウル市長補欠選挙でも、劣勢と見られていた朴元淳野党候補が羅卿媛与党候補を破ってしまったのである。何故ソウル市長補欠選挙が行われたかと言うと、一昨年六月の統一地方選挙以来、多くの地方自治体で野党が主張する小学・中学・高校での給食費の無料

化が推進され、ソウル市議会も給食費の無料化を可決した。その実施に待ったを掛けたのが、ハンナラ党出身の呉世勲ソウル市長であった。呉市長は「福祉ポピュリズムを放置すると財政は破綻する」として、住民投票で給食費無料化にブレーキを掛けようとした。しかし住民投票は失敗し、呉世勲市長は辞任せざるを得なかった。その結果行われたソウル市長補欠選挙では、給食費無料化を主張する朴元淳候補が勝利し、与党は野党の福祉攻勢の前にすすべが無い状況であった。

四、与野党の動き

二度に亘る補欠選挙等での敗北は、強い衝撃をハンナラ党に与えた。ダブル選挙を翌年に控え、ハンナラ党は態勢建て直しのため、十二月十九日非常対策委員会を設置し、朴権恵元代表を委員長に据え、党の一大刷新を図った。その結果、看板板であった「保守」は降ろされ、政策の力点は「成長」から「福祉」へ、党名もセヌリ（新しい世界）党に替えられ、不正腐敗の党というイメージからの脱却が図られた。また対北朝鮮政策も、より柔軟なものに変えられ、李明博政権と一線を画す作業が大々的に推進された。また党公薦作業では親朴権恵派が大挙選ばれ、セヌリ党は完全に朴権恵党になった。

他方、勢いに乗る野党は、民主統合党（旧民主党、韓明淑代表）と統合進歩党（旧民主労働党、李正姫共同代表）が三月十日に政策協定に合意し、選挙共闘体制が構築さ

れた。合意された政策協定を簡単に紹介すると、(一) 民生安定五大課題(大学登録金後払い制・上限制、青年雇用割当て制導入等)、(二) 李明博政権の弊害清算等五大課題(四大河川事業の真相糾明、六・一五、一〇・四宣言履行の法制化等)、(三) 経済民主化等七大課題(大企業出資総額制限、循環出資禁止、一%金持ちへの増税、無償保育全面実施、事実上の無料医療の実現、雇用形態による差別禁止等)となっている。また両党は、韓米FTAについて再々交渉し駄目なら廃棄(民主党)、廃棄(進歩党)と、厳しい姿勢をとっており、さらに国家保安法の廃止、軍務期間の短縮、対北政策の一大転換等を「二〇個の約束」として打ち出している。協定内容は進歩党のペースでまとめられた点が注目されよう。

なお、民主党の公薦作業では、公薦基準の第一に、正体性(左派的理念の持ち主)が打ち出され、韓米FTAに賛成するような中道・穏健派や金大中派は排除された。公薦作業から排除された康奉均議員(金大中政権時、青瓦台経済首席秘書官、財政經濟部長官、KD I 院長歴任)は、政界引退を発表する中で「君も僕も左クリック、大韓民国号は左側に転覆されるだろう。与野党がばら撒き福祉をすれば国は滅びるしかない」と、野党のみならず与党も批判した。

五・大統領選挙の行方

四月の総選挙はどうなるか。我々がソウル

にいる時の結論は「どちらが勝つかは五〇対五〇で流動的、今後の変数による」というものだった。しかしどこも過半数を取れない状況も考えられる。その場合でも、特に大きな変数が生じない限り勢いのある野党ないしは野党連合が有利ではないのかというのが筆者の印象でもあった。

十二月の大統領選挙は、どうなるのであるか。野党ないし野党連合が過半数を取った場合は当然であるが、過半数が取れない多数党の場合でも、前述の政策協定の内容から見て、政局運営に大きな混乱が生じる可能性がある。そうなれば大統領選挙では中道・穏健派の候補に投票する可能性が高まろう。

与党セヌリ党の大統領候補は総選挙で勝っても負けても朴槿恵非常対策委員長(六〇)しかいないだろう。朴槿恵委員長は朴正熙元大統領の娘として知名度は抜群であり、政治家として場数は沢山踏んでいる。また韓国初の女性大統領としての話題性もある。今回のソウル滞在では、朴槿恵氏の対北スタンスに疑問を持つ声も強くあったが、それを否定する意見もあった。『朴槿恵自叙伝』(日本語版、晩声社、二〇一二年二月)等を読む限り、北の核武装への強い警戒心は感じられるが、北を話せば分かるという相手とみている印象もある。

他方野党はどうであろうか。安哲秀ソウル大学IT融合科学大学院院長(五〇)、文在寅盧武鉉記念財団理事長(五十九)らが有力な対抗馬として浮上している。安哲秀

院長については、IT技術のソフト開発で得た巨額の財産を社会に還元しようとする行為に人気が高まり、昨年十月のソウル市長選挙では有力候補の一人として浮上、安哲秀院長の支持表明が朴元淳候補当選の原動力ともなった。政治に全く素人の安哲秀院長に対する人気は、既成政治家に対する不信の表れでもある。しかし政治活動に対する姿勢がはっきりしない中、安院長の支持率にかげりが出てきている。それと逆比例して浮上してきているのが、文在寅理事長である。民主統合党は盧武鉉派で固められているので、文理事長が党の大統領候補になる可能性が強いが、民主統合党が伸び悩む場合、勝てる候補として安哲秀院長を推す動きが浮上する可能性もあるようだ。

今回のソウル滞在で、第三の野党候補の存在を耳にした。金斗官慶尚南道知事(五十二)である。彼は二月十六日に民主統合党に入党したが、行政経験が豊富で調整能力も抜群とのことであった。長い大統領選挙の道程を乗り越えるには、精神的にもタフでなければやっていけない。金斗官知事には、そういうものがあるようだ。

以上、総選挙と大統領選挙がどうなりそうか、ソウルでの見聞を踏まえ論じてみた。総選挙の投票は四月十一日に実施され、大統領選挙の投票は八ヶ月先の十二月中旬である。総選挙は兎も角、大統領選挙の予測は、雲の中と言うしかない。

(のぞえしんいち・アジア研究所教授)

フィリピンのバナナ生産と協同組合

野 沢 勝 美

日本におけるバナナの輸入量は二〇一〇年に年間一〇万トで、うち九三・三割がフィリピンからである。ところが、フィリピンでのバナナ生産に関わる論議の多くはバナナ生産を支配し資本を蓄積する多国籍企業と、一方ではプランテーションで低賃金で働く農民との対比が中心である。バナナ資本と収奪される農業労働者の構図である。ところがその後の状況をみると、農地改革の進展、アグリビジネスの振興というバナナ生産を取り巻く経済環境は大きく変化している。

バナナ生産の現況および特徴

最初にフィリピンにおけるバナナ生産の現況をみると輸出向けのキャベンディッシュ種バナナの生産は二〇一〇年で四六〇万トで、これは二〇〇二年の一八二万トの一・五倍に達する。そして主な生産地はミンダナオ島である。輸出先は日本が四九・八割と最大でこれにイラク一三・八割、中国一〇・四割が続く。次にバナナ生産の特徴は、多くがプランテーションで生産され、その生産および市場が多国籍企業によって支配されていることである。その理由として次の四点が挙げられる。

第一は、商品のバナナは腐敗し易い熱帯果実であり、買手外国企業の厳しい品質基

準を満たす必要がある。このため植付け、収穫、箱詰、冷蔵トラックによる埠頭保蔵所搬送、専用船舶積みなどのため生産、流通のスケジューリング管理の徹底が求められる。第二に、広大なプランテーションで栽培されるため病虫害の急速な伝染を防止すべく、農業を農場全域に一斉散布する必要がある。第三に、収穫したバナナの加工場までの輸送設備、加工場であるパナナの加工場までのインフラ建設とその維持管理を必要とする。第四に、生産のピーク時期に非正規労働者を雇用するため、その労務管理が必要となる。

以上の条件を充足するには、集権型経営システムの導入による効率的な生産管理が不可欠との認識にたち、多国籍企業によるプランテーションにおける企業生産が是認されてきた。かくして、プランテーション企業生産には規模の経済が存在するとし、農地改革による土地細分での小規模生産は非効率とした。

これに対抗すべく農業労働者としてはなく、小規模生産農家が規模の経済の不利を克服するには協同組合結成による契約栽培が不可欠との主張が登場したのである。契約栽培には安定的市場と価格の確保、およびその達成のための交渉力の付与との利点がある。

農地改革計画とアグリビジネス

コラソン・アキノ政権下の一九八七年に着手されたすべの農地を対象とした包括農地改革計画においては、バナナ生産を含む商業農場における農地配分は一〇年間先送りされてきた。ところが政策転換があり、一九九八年農地改革省省令により、農地改革受益者を構成員とする協同組合の結成が促された。その目的は、農地改革受益者の農地保有と所得保証およびアグリビジネスへの内外投資の誘致である。この枠組みとしてプランテーション農民から構成される協同組合を対象としたアグリビジネス・ベンチャー協定(AVA)が規定された。その内容は、契約栽培、土地賃貸、労働派遣、合併企業、経営委託、BOT、生産・加工・販売契約の七方式である。このどの方式を選択するかは協同組合が決めるが、複数の方式からなる複合契約が一般的である。

一方、包括的農地改革計画においては、土地は耕作農民個々に配分するのが原則であり個人所有土地権利証書交付するが、土地分割が物理的あるいは経済的に不可能な場合は共同所有土

フィリピンのミンダナオ島 全図





(写真) 農場でバナナの袋かけ作業をする農民 (筆者撮影)

地権利証書を協同組合に交付することになっている。バナナ主産地のダバオ・デル・ノルテ州の例をみると、共同所有土地権利証書の交付をうけた土地面積は同州における土地権利証書交付面積の七五・二％に達している。

バナナ生産に関しては、共同所有土地権利証書を交付された協同組合がAVAにおいて契約栽培を選択する事例が最適と考えられている。

バナナ生産農家が自立に始動

バナナ生産に際し協同組合によるAVAにおける契約栽培の選択がもたらすものは、プランテーション経営におけるマーケティング部門と生産部門の分離である。前者はプランテーション企業が担い、後者は協同組合が行うのである。すなわち、これまでのプランテーション農場における集権型経営システムから分権型経営システムへの転換を意味する。

ここで重要なことは、分権型経営システムを有効なものとする点である。これには、協同組合によるバナナ生産に個人営農シス

テム (IFS) の導入が効果的である。

IFSは、当該協同組合総会において組合員の総意でその運用ガイドラインを決定する。その主な内容は次の四項目からなる。

第一に、協同組合は独自に組合員に対する土地区画面積の均等配分を決定する。

第二に、協同組合は組合員から買い上げたバナナをプランテーション企業に排他的に売渡す。

第三に、組合員の共同農作業と個人農作業との区分を明確化する。これにより、一箱 (二三・五キ) 当たり生産コスト配分を算出する。

第四に、組合運営費などはバナナ売渡し価格から一定額を組合保有分として控除する。これら四項目の意味するところは「自らの区画で生産したバナナは当該組合員に帰属する」の基本原則の達成、つまりバナナ生産農家に対する生産インセンティブの付与である。IFSは自らの努力による生産増大、所得増加が可能となる。バナナ生産農家が自立に向け始動したのである。

ここで特記すべきは、賦存生産要素の均等配分の原則が組合員の合意として存在する点である。これには次の二点が挙げられる。第一に、土地区画面の均等配分に際しては、土壌の肥沃度、輸送ケーブル利用の有無、加工場までの距離を考慮し、土地の質を決定する。第二に、土地の質に連動した協同組合保有分の控除額を決定する。土地の質が低下すれば控除額を減ずる。つまり本人収入分の増大調整するのである。

実地調査の結果—規模の経済の不利克服

筆者は二〇一一、一二の両年にミンダナオのダバオ・デル・ノルテ州などでバナナ生産の四協同組合を対象に実地調査を実施した。うち協同組合A、Bは共同所有土地権利証書を交付され、AVAは契約栽培を選択し、個

人営農システム (IFS) を導入しこれが軌道に乗っている。協同組合Cは旧地主のプランテーション企業との長期の交渉の結果個人所有土地権利証書を交付され契約栽培を選択した。このためIFSでの土地配分は済んでいる。残りの協同組合Dは共同所有土地権利証書の交付を受けたがAVAでは旧地主との土地賃貸を選択し、賃貸料と、組合員をプランテーションに人材派遣する業務収入が主な収入である。

実地調査の結果、一箱当たりバナナ収量は、協同組合A、B、Cともにプランテーション企業の業界平均の三八四七箱を上回っていた。さらに特記すべきは協同組合A、BではIFS導入以前よりも一箱当たり収量は多く、加えて組合独自でプランテーション面積の拡大を実現させている。一方、組合員農家の収入をみると、協同組合B、Cは、人材派遣の労賃収入が中心の協同組合Dの農家より多かった。協同組合Aの農家は若干低かったがこれはバナナ売渡し価格が低く、かつ組合保有分控除額が高いことに起因する。

以上を集約すると次のような結論に達した。第一に、農地改革後の契約栽培で個人営農システム (IFS) を導入した調査対象の協同組合農家においては、生産性の増大で規模の経済の不利を克服している。

第二に、IFSは明らかに組合員農家の収入増大をもたらしている。

第三に、IFSはバナナ生産農家の自立形成に際して出発点となっている。

今後の課題は、IFSの持続性確保である。この阻害要因となっている組合員によるバナナの第三者への売渡しの排除には、プランテーション企業側によるバナナ買上げ価格の透明性確保が不可欠である。

(のざわかすみ・アジア研究所嘱託研究員)

随想 シアヌーク殿下の思い出

―人間味あふれるインドシナの風雲児―

友 田 錫

もう四〇年が過ぎた。インドシナ動乱のさ中、新聞記者だったわたしは、取材がきっかけで、インドシナの風雲児といわれたカンボジア独立の父、ノロドム・シアヌーク殿下と知り合った。強烈な個性と人間味の持ち主だった。やがてわたしは、インドシナ問題、ひろくは国際政治というものを、血の通った、生きた対象と捉えるようになった。いま振り返ると、その原点はシアヌーク殿下を知ったことにあったと思う。

クーデターで国を追われる

ベトナムで戦火が燃えさかっていた一九七〇年三月。当時カンボジアの国家元首だったシアヌーク殿下は、その中立路線を不満とする右派、ロン・ノル將軍の率いるクーデターでカンボジアを追われた。殿下は親しかった中国の周恩来首相（当時）の庇護の下、北京で、中国や北ベトナムを後ろ盾に、長い間宿敵だった共産勢力のポル・ポト派と手を握って、反ロン・ノルの亡命政権を組織した。隣のベトナムの戦火をよ

そに旧仏領インドシナでひとり平和を保つてきたカンボジアは、このクーデターを境に内戦の巷となり、たちまち巨大なベトナム戦争の渦に巻き込まれていった。

それまで、中立を盾に苦心して自国の平和を守ってきた殿下が、自身とカンボジアの運命の激変をどう受け止めているのか。どうしても殿下に会い、じかにその気持ちを聞きたかった。

インタビュアーへとわたしを駆り立てた動機は、もう一つあった。それまでのわたし自身は、インドシナとの関わりだ。一九六七年から、わたしは南ベトナムの首都サイゴン（現ホーチミン市）を拠点にベトナム戦争を報道してきた。平和な時代のカンボジアにも駐在して、硝煙がくすぶり住民が逃げまどうベトナムとの対照のあまりの鮮烈さに、衝撃を受けた。そして反シアヌーク・クーデター直後にまたプノンペンに入り、平和のオアシスが一夜にして殺戮の嵐吹き荒ぶ地獄と化したさまを、この眼で見た。カンボジアの運命の変化は、わたしにとっても他人事とは思えなかった。

北京で初のインタビュアー

この頃、日本と中国の間にはまだ国交がなく、日本の記者の中国入国はきびしく制限されていた。ロン・ノル將軍のクーデターから二年たった一九七二年九月に、たまたま田中角栄首相（当時）が中国と国交正常化を果たすため訪中することになった。わたしはこれを好機として、国交正常化の取材団の一員になり、北京に飛んだ。正常化交渉の取材のすきを見て、殿下が住まいとしている旧フランス大使公邸に足を運んだ。みずから広い庭園を案内してくれるなど、殿下はたいへん喜んで迎えてくれた。インタビュアーは二時間以上にわたったと記憶している。

以後、カンボジアの情勢は、二十余年にわたってめまぐるしく変遷を重ねる。シアヌークⅡポル・ポト連合の勝利による内戦の終結、こんどはかつての盟友、ベトナムのカンボジア侵攻にはじまった新たな戦争、いわゆるカンボジア紛争の勃発、その果ての国連の介入による平和回復。ポル・ポト政権ができたときには、「封建制度の遺物」として処刑されそうになった。

こうした変化の節々で、わたしはシアヌーク殿下にインタビュアーを求めた。北京で、東京で、平和回復後のカンボジアで。延べ八回にのぼっただろうか。殿下はいつも快く会ってくれた。

なぜ？ 時折りわたしは自問した。
新生カンボジアの時代が幕を空けて間もな

一九九三年、シアヌーク殿下は国王の座に
返り咲いた。わたしはプノンペンに祝電を送っ
た。ほどなく返事がとどいた。その中に「不
幸な時期にできた友への友情は生涯変わりま
せん」とあった。国を追われた失意のとき、
日本の新聞記者が亡命先の北京にまで会いに
来たことを、殿下は大いに多としていたのだ。
カンボジアという小国を率いて辛酸をなめつ
くしてきた政治家ノロドム・シアヌークに、
意外に情に厚く、人間味のあることを知った。

シアヌーク殿下の人間臭さ

思えばこの殿下の「人間臭さ」は、「私」の
面でも「公」の面でも、いかなく發揮され
た。たとえば、若いころの殿下は、女性関係
の派手なことで知られていた。みずからも「わ
たしはさかりのついたウサギだった」と、最
初の自伝の中であつげらんと認めている（フ
ランスのジャーナリスト、ジャン・ラクチュエ
ルとの共著『北京から見たインドシナ』。夫
人も六人を数えた。なかでも最も愛したのは
六番目のモニク妃で、以後、他の女性にはつ
いに眼を向けなかった。

わたし自身、このモニク妃への愛情の一端
を垣間見たことがある。一九八八年八月、日
本政府の招きで訪日した殿下を、東京の帝国
ホテルに訪ねた。インタビュウの最中、突如
地震が襲ってきた。宿泊していたスイートルー

ムは最上階にあり、揺れはかなり激しかった。
地震に慣れているとは思えぬ殿下がどんな反
応を示すかと、ちよつぱり意地悪な興味が頭
をよぎった。が、あにはからんや、殿下に動
じた気配はなかった。隣室からお付きが飛ん
できた。「モニクは大丈夫か。すぐ様子を見て
きてくれ」。やや緊張した面持ちの殿下の口か
ら最初に飛び出したのは、このことばだった。

アメリカの無理解に憤る

「公」の次元でも感情をあらわにすることが
多かった。とりわけ、ベトナム戦争に巻き込ま
れまいというカンボジアの悲願に無神経なアメ
リカに対して、時として怒りを隠さなかった。
「アメリカはカンボジアを、いやインドシナ
そのものを、ついに理解しなかった！」。

平和が回復した翌年の一九九二年、新生カン
ボジアの暫定政府、最高国民評議会の議長だっ
たシアヌーク殿下は、有名なアンコールワット
寺院のあるシエムレアプの王室離宮で、わたし
を含めた日本の研究者と、一夜懇談した。話が
新生カンボジアでのアメリカの役割におよぶ
と、殿下は、突然、声を荒げてこう叫んだ。

殿下の胸中にはさまざまな思いが去来してい
たのだと思う。フランスから独立したあとシア
ヌーク殿下の率いるカンボジアは一時期、アメ
リカをもっとも頼りにしていた。中立政策はあ
くまでベトナムの戦火に巻き込まれないための

方策だった。その殿下をアメリカは敵視した。
かつて自伝（前掲）の中でも、殿下は「わたし
はアメリカ人にとって、より害の少ない人間で
あり、共産主義がインドシナ半島を席捲する以
前の段階では、インドシナの均衡を保ちうるた
だひとりの人間だった。それをアメリカ人は理
解できなかった」と書いている。

生きた国際政治の権化

この一〇月、シアヌーク殿下は満九十歳に
なる。二〇〇四年、モニク妃との間にできた
シアモニ殿下に国王の座を譲ったあと、こん
どこそ第一線から身を退いて、プノンペンと、
十数年来がんの治療をまかせてきた北京との
間を往き来する隠居生活に徹しているようだ。
一九七〇年から二十年以上戦火の絶えなかつ
たカンボジアにも、やつと平和が定着したよ
うに見える。いや、インドシナ半島全体の風
景もすっかり変わった。だが、この移り変わり、
いいかえればインドシナ現代史にあつて、ノ
ロドム・シアヌークという存在の重みは決し
て減じないだろう。

冒頭、わたしはシアヌーク殿下から、国際
政治を血の通った対象としてみることを学ん
だ、と書いた。あえてつけ加えるとすれば、
シアヌーク殿下その人が、生きた国際政治の
権化だったのかもしれない。

（ともだせき・元アジア研究所教授）

「国際中堅企業」の登場(31) モンゴルの「逆優位」の活用（賛光精機）

西澤 正樹

モンゴル国は他の東アジア諸国に較べ人口・労働力が少ない、国内市場が小さい、外貿港湾まで遠いといった点が機械工業の対外直接投資の制約条件とされてきた。そうしたなかでモンゴル国の「逆優位」に注目して精密機械加工の生産拠点を配置し、国際中堅企業に向かおうとする事例を紹介する。

優位性を確立した企業の海外戦略

日本国内にあって世界の顧客から発注を引き寄せ、国内生産・輸出という事業スタイルを堅持している中小機械加工業は少なくない。それは、競合企業の追従を許さない圧倒的な技術優位性を構築した企業であり「オンリーワン」企業ともいわれる。特定の部品に関しては世界市場の六割、七割を占めるといふ企業である。

こうした企業にあっては、あえてリスクを負って海外進出する必要性は弱く日本国内に留まっていた。しかし、さらなる企業成長を求めるためには、一般的な部品の受注拡大、特定部品の需要が拡大する場所や顧客の近くでの供給、モノづくり人材が縮小する日本国内での技術継承といった経営課題に対

応しなければならぬ。

現在、国際的な技術優位性を確立した中小機械加工業が注目するのは中国およびインド市場である。例えば、中国に事業所を構えれば、自社生産技術の塊である生産設備を持ち込み、中国人技術・技能者を養成し、技術・技能ノウハウを移転することになる。

中国の機械工業は、技術水準の統一はともかく全ての機械加工技術を有しており、需要が拡大する中でお互いに激しいキャッチアップ競争を展開している。同様の部品を扱う競合企業は必ず存在し、技術・技能ノウハウを吸収・体得したモノづくり人材を高給・好待遇で引き抜くことはよくある事態である。先端的な技術・技能を移転した企業は、競合企業に人材が流出したことから価格競争に陥っていく場合がある。

国際的な技術優位性を確立した中小機械加工業は中国市場には参入したいのだが、中国進出にともなう技術・技能の流出にともなう価格競争に陥ることを避けたいと考えている。

モンゴルの「逆優位」

モンゴルの機械工業誘致の制約とされてい

た緒条件は、国際的な技術優位性を確立した中小機械加工業の東アジア進出ニーズに対して「逆優位」を提供することになる。

第一。かつてコメコン体制下にあったモンゴルには、機械のメンテナンス技術はあるものの機械メーカーや機械加工業はほとんど成立していない。これは、国際的な技術優位性を確立した中小機械加工業にとって、技術・技能流出を防がなくてはならない競争企業がないということになる。

技術・技能ノウハウを移転したモノづくり人材は、モンゴル機械工業のパイオニアとして活躍する機会を得て、モンゴル事業所の経営をまかされることになろう。そうしたモノづくり人材は、モンゴル事業所のリーダーとして母国の機械工業の礎を創ることと、中国企業に雇用されることのどちらの機会を選択するのは明らかであろう。

第二。モンゴルは外貿港湾に遠いユーラシア内陸国家であるが、巨大市場の中国とロシアに陸路で接している。国際的な技術優位性を確立した中小機械工業が日本から世界の顧客に輸出する場合、海上輸送と陸上輸送もしくは航空輸送を経なければならぬストレスがある。

モンゴルは「陸のアジア」の結節点であり、モンゴル事業所から巨大市場の中国とロシアさらにはEUまで陸上輸送でネットワークが可能である。日本の本社事業所は中国やロシア、EUの顧客への営業、契約、決済、品質保証を握ることにより、モンゴル事業所の経営をコントロールできる。

精密機械加工業のモンゴル進出

埼玉県本庄市に本社を置く賛光精機はモンゴルに進出した。当社は一九六四年に金属加工業を創業して以来、精密切削加工技術を追求し、現在はマシニングセンターによる空圧機器部品、複写機光学機器部品、半導体製造装置部品の高精度加工やアルミニウム難削材加工や特殊鏡面加工のへール加工に優位性を構築している。資本金三、八〇〇万円、従業員数六十名、日本メーカーの製品の高品質を支える中堅機械加工業である。

○五年一月、ウランバートルに資本金一五、〇〇〇ドルで日本独資「MONGOL JAPAN SANKOU」を設立した。マシニングセンターを四台持ち込み、エンジニア四名を採用する事業案件に対して外国投資庁(FIFTA)の許認可手続きは一週間で処理され事業認可となったとされる。

その後、十一年に製造部門と複写機販売・メンテナンス部門を分離し、製造部門は資本金一〇万ドル、従業員二〇名の「SANKOU TECH MONGOLIA」となり、二交替二十四時間稼働態勢を組んで日本本社から支給される図面、原材料を加工し全量、本社に戻している。

物流は、横浜→天津→ウランバートルのルートである。コンテナ混載貨物として横浜港から天津港まで三日間、天津からウランバートルまで国際鉄道貨物として中国とモンゴルの二カ所の通関手続きを含め約二十四～五日を要する。ウランバートルから

横浜までのルートも約一カ月を要する。生産期間を入れて発注から納品まで約三ヶ月間を必要とすることから、モンゴル事業所での仕事は見込み生産が可能な汎用部品が中心であり、加工ロットは五〇〇～一、〇〇〇個である。

「人材立地型」の進出

製造業の工場立地には、豊富な労働力に着眼する「労働力立地型」、土地、水、電力、港湾機能などに着眼する「産業基盤立地型」、地域に賦存する原材料資源に着目する「地場資源立地型」、立地地域の市場に着目する「市場立地型」などに分類できるが、賛光精機のモンゴル進出はモノづくり人材に着目した「人材立地型」である。

本社事業所では二〇〇一～〇四年の三年間、モンゴルから技術研修生六名を受入れた。この間、中国やヴェトナムなどへの海外進出を検討していたところ、研修を終了し帰国した三名の研修生から招待されモンゴルを訪問し好感をもった。

本社事業所は、これまで技能研修制度を活用し各国の外国人研修生を受入れている。二十四時間稼働を行う部門もあり、モノづくりの人手不足に対応するためでもあった。「労働力」として見たとき、モンゴル研修生の就労姿勢は真面目で勤勉であったと評価していた。

モンゴル国訪問を契機にモンゴル進出を検討した。中小企業基盤整備機構の国際化支援アドバイス制度を使いフィージビリティ調査を実施。現地ではモンゴル国立科学技術大学はじめ関

係機関を訪問し、ウランバートルの立地環境、事業環境を確認し、モンゴルに機械加工業を進出することとした。それは、モンゴルの「モノづくり人材」に着目したことによる。

科学技術大学と協力関係を結び、大学の所有する建物でモンゴル法人を設立し、マシニングセンター一台を科学技術大学へ寄贈した。また、科学技術大学の教員一名と卒業生四名が本社事業所で三ヶ月間の技術研修を行った。研修生の中には〇四年の国際ロボットコンテストで三位に入賞した科学技術大学チームのメンバーおよび、〇七年のコンテストに出場したモンゴル大学チームの主将がいる。

こうした準備期間をへて、〇五年九月からモンゴル事業所は生産を開始する。エンジニア四名のうち二名は、以前本社で三年間の技能研修を終了した元研修生であり、工場長と製造部長を務めている。

海外生産拠点を配置した本社では、今後、国際営業を強化するなかで、本社工場とモンゴル事業所の生産分業態勢が構築されていくことであろう。モンゴル事業所はモンゴルの「逆優位」を大いに活用し、巨大市場の中国やロシアに参入するための重要な生産拠点として成長発展していく可能性が高い。

モンゴルで最初の外資精密機械加工業の進出とされる賛光精機の事業展開スタイルは「ユーラシア進出モデル」として、東アジアの沿海地域に進出し輸出や内需へのアプローチを検討してきた中小機械加工業に新たな海外進出の視点を提供しているのである。

(にしざわまさき・アジア研究所教授)

ネパールにおける民法典草案の起草支援

木原 浩之

一 はじめに

わが国では、国際協力機構（JICA）と法務省が中心となって、一九九〇年代からベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、モンゴル、中国、インドネシアなど、発展途上国への法整備支援を積極的に進めている。二〇〇九年四月からは、ネパールに対する法整備支援が開始された。

ネパールでは、一九九〇年から民主化運動が開始されたものの、一九九六年にはその後一〇年に及ぶマオイスト（共産党毛沢東主義者）と政府軍による内戦が勃発し、また、二〇〇一年には王族射殺事件が発生するなど、長らく政情不安の時代が続いた。しかし、その後、二〇〇六年に停戦合意に至り、二〇〇八年に制憲議会選挙が実施され、その第一回議会において、王制から連邦民主共和制への移行が宣言された。

ネパール政府から JICA に対して法整備支援の要請が出されたのは、同国が民主化および連邦共和制に向けて新たな国づくりに踏み出したのと同じ二〇〇八年である。その具体的な要請は「民法典草案の起草支援」であった。以下、この支援に関与した経験を踏まえて、その活動状況と内容を紹介しよう。

二 民法典草案の起草支援体制

ネパールには、元々、一八五四年に制定された法典「ムルキアイン」が存在する。ムルキアインとは「国 (Muluki) の法 (Ain)」を意味し、その内容は、民法、民事訴訟法、刑法および刑事訴訟法を包含したものである。同法は、一九六三年に一部改正されたが、

今なお同国における民事・刑事の紛争解決ルールとして機能している。しかし、この一五〇年以上の歴史をもつ法典には、ヒンドゥー教、とりわけカースト制度の影響が強く残り、また、民事法と刑事法の未分化、実体法と手続法の未分化といった旧態依然とした内容も問題視されていた。そこで、先に述べた新たな国づくりの一環として、ムルキアインを解体し、新たに、①民法典、②民事訴訟法典、③刑法典、④刑事訴訟法典、⑤量刑法典、⑥関連法律の整備法を制定するという構想が持ち上がり、日本は、その中の①に対する支援を開始したわけである。

民法典草案の起草支援体制は以下の通りであった。ネパール側には、民法典および民事訴訟法典の起草を担当する「民事法改革改善タスクフォース」（以下 TF という）が設置

され、日本側には JICA の委嘱により「民法改正支援アドバイザー・グループ」（以下 AG という）が設置された。TF のメンバーは、ネパール最高裁判所判事、法務・司法省事務次官、上級弁護士など一〇名ほどで構成され、他方、AG のメンバーは、松尾弘教授（慶応義塾大学）を委員長とし、南方暁教授（新潟大学）、筆者（亜細亜大学）、および、森永太郎教官（当時）（法務総合研究所国際協力部）を委員とする合計四名で構成された。

二〇〇九年四月以降、TF 側が民法典草案を作成し、その英訳されたものに対して AG 側がコメントを付け、それを踏まえて、月一、二回のベースで東京・カトマンズ間でテレビ会議を行い、また、複数回にわたって TF メンバーを日本へ招いて本邦研修を実施したり、AG メンバーがネパールへ出向いて現地セミナーを開催するなどして、一年の間に集中的に議論を重ねて最終草案を練り上げていった。最終的に、二〇一〇年五月に民法典草案は完成し、同年八月に首相へ提出、二〇一一年一月には制憲議会に対して同草案に若干の修正を加えた民法法案が提出された。

三 民法典草案の構成

民法典草案は、全六部、合計七五一条から構成されている。

第一部「序文」は、前文（第一章）、民法の一般原則（第二章）、および、市民の権利に関する規定（第三章）から構成される。

第二部「人に関する法」は、自然人に関する規定（第一章）、法人に関する規定（第二章）、および、自然人の破産に関する規定（第三章）

から構成される。

第三部「家族法」は、婚姻に関する規定（第一章）、婚姻の効果に関する規定（第二章）、離婚に関する規定（第三章）、親子関係に関する規定（第四章）、親権に関する規定（第五章）、後見に関する規定（第六章）、保佐に関する規定（第七章）、養子に関する規定（第八章）、国際養子に関する規定（第九章）、共有財産の分割に関する規定（第一〇章）、遺言に関する規定（第十一章）、および、相続に関する規定（第十二章）から構成される。

第四部「財産法」は、財産に関する一般規定（第一章）、所有および占有に関する規定（第二章）、財産の利用に関する規定（第三章）、土地の耕作、利用および登記に関する規定（第四章）、国有財産、公有財産および共同体財産に関する規定（第五章）、信託に関する規定（第六章）、用益権に関する規定（第七章）、地役権に関する規定（第八章）、建物賃貸借に関する規定（第九章）、寄付および贈与に関する規定（第一〇章）、財産の移転および取得に関する規定（第十一章）、不動産の譲渡に関する規定（第十二章）、不動産の先買権に関する規定（第十三章）、不動産譲渡証書の登録（第十四章）、および、取引に関する規定（第十五章）から構成される。

第五部「契約および義務に関する法」は、義務に関する一般規定（第一章）、契約の成立に関する規定（第二章）、契約の有効性（第三章）、契約の履行に関する規定（第四章）、契約違反および救済に関する規定（第五章）、物品売買契約に関する規定（第六章）、保証契約に関する規定（第七章）、寄託契約に関

する規定（第八章）、担保または保証金契約に関する規定（第九章）、代理契約に関する規定（第一〇章）、貨物運送に関する契約（第十一章）、賃貸借契約に関する規定（第十二章）、分割払い契約に関する規定（第十三章）、賃金の支払いに関する規定（第十四章）、間接的または準契約に関する規定（第十五章）、不当利得に関する規定（第十六章）、不法行為に関する規定（第十七章）、および、欠陥製品に対する責任に関する規定（第十八章）から構成される。

第六部は「国際私法に関する規定」を置く。

四 民法典草案の特徴

ここで、ネパール民法典草案の幾つかの重要だと思われる特徴を挙げておこう。

まず、第一部の序文において、「他者の人格を尊重せよ」（第一二条）とか「良き隣人関係を築け」（第一三条）など、道徳規範や行為規範を成文化しており、また、憲法で保障されるべき人権規定と内容的に重複するが、「市民の権利」に関する章を置くのは比較法的にみてもユニークである。

次に、第三部の家族法、第四部の財産法に顕著に見られることだが、新たな民法典草案においても、慣習法やヒンドゥー法の影響が強くみられる。その多くは、現行のマルチアインの諸規定や、それを前提とした実務を反映したもののだが、A G 側の助言を受け入れて、現代化されている部分も多い。

さらに、第五部の契約法ではコモン・ローの影響が見られる。ネパールは、いわゆる英米法に属する国ではないのだが、契約法につい

ては、隣国のインドに移植されたイギリス法（「一八七二年契約法」）を自発的に取り入れたという歴史的経緯がある。それが民法典草案にも引き継がれ、さらに今回の法整備支援では、日本をはじめとする諸外国の民法や国際取引法に関わるルールをも取り入れている。

五 今後の行方

民法法案の提出後、制憲議会では、法務・司法省が議員らに同法案の一般的な説明を行い、質疑応答の場が設けられたが、正式な審議は行われていないようである。その制憲議会は、任期を二〇一二年五月二七日までとしており、それまでに新憲法の制定を予定していたが、主要政党間で合意に達することができず、憲法を制定することなく解散してしまつた。すなわち、本稿を執筆している六月現在、ネパールには立法府が存在しないという異常事態が続いている。そして、民法典は、国の最高法規である憲法を前提として存在するわけであるから、民法法案の今後の行方も不透明なものとなつてしまつた。しかし、政治の停滞があるにせよ、ネパール社会において民生的で現代的な民法典が必要とされていることに変わりはない。我々としては、近い将来、ネパールに民法典が制定されることを願いつつ、支援を継続していく所存である。

（きはらひろゆき・法学部准教授）

〔付記〕本稿の作成にあたり、松尾弘教授、また、ネパールで JICA 長期専門家として活躍される平井克宗弁護士から有益な助言を受けた。この場を借りて御礼申し上げる。

中国農村の遠距離通学

「上学難、上学貴」（通学は困難で、高い）。現在、農村小中学校の遠距離通学は、しばしばこのように表現される。中国では二〇〇一年以降、農村を中心に小中学校の統廃合が進められ、小中学校の数が大幅に削減された。この十年間で小学校の五十二%、中学校の二十六%が廃校となり、それが遠距離通学という新たな社会現象を生み出しているのである。

小中学生の通学距離は、平均で四キロも長くなり、多くの山村では通学距離が二〇キロを超える例も珍しくないという。遠距離通学に対応するため、スクールバス通学や小中学校の学校での寄宿生活も日常化している。

このような状況が一連のスクールバス事故を引き起こしたり、家計の経済的負担を重くしているのである。二〇一一年秋の甘肅省の事故は、日本でも報道されたが、九人の定員に六十四人を詰め込んだ結果、ダンブカーとの衝突で二十一人もの生

命が奪われている。

二〇一二年四月には定員七人以上のスクールバスを対象とした「校車安全管理条例」が出されたが、運行経費との関連もあり、定員オーバーは容易に改められそうにない。

二〇一一年における寄宿生活費負担は、一人平均一、一五七元と報じられているが、これは同年の農村住民の平均消費支出の二十二%に相当する金額である。寄宿生活に必要な山村の平均消費支出は当然ながら全国平均を下回るであろうから、家計の負担は更に重くなる。このような教育経費の負担増が農村小中学生の不登校（輟学）率上昇の直接的要因となっているとの指摘もある（『人民日報』二〇一二年六月十四日）。

小中学校の統廃合は、二〇一一年に通達された「基礎教育の改革発展に関する決定」に基づくものであるが、その直接的要因は、一九七〇年代末から実施された計画生育（産児制限）の結果としての学齢期児童数の減少である。中国の小学校入学者数をみると、一九八〇年の二、九四二万人が二〇〇〇年には一、九四六万人に減少し、二〇〇五年には更に一、六七一万人へと減少している。

少子化は農村だけの現象ではないにもかかわらず、小中学校の統廃合が農村に集中しているのは、農村労働力の都市への移転と都市化率の上昇の結果であろう。

二、〇〇〇万人もの農民工の子女が都市の学校へと転校しているうえ、農村でも教育水準の高い県庁所在地にある小中学校への転校者が増加しているのが現状である。

農村における小中学校の統廃合は、人口の変化に応じた妥当な政策のようにもみえるが、ほとんどの場合、通学の実態調査も行われないなど、多くの問題が報じられている。寄宿生活児童の栄養摂取の問題なども含めて総合的に見直す時期に来ているようである。

（アジア研究所教授 小林照直）

＊ 研究所だより ＊

アジア研究所では、第三十二回 公開講座「アジア・政治の季節―どう政治は変わるか」を六月二日（土）から五回開催いたしました。

第一週 六月二日

野副 伸一（亜細亜大学アジア研究所教授）
「ダブル選挙で過熱する韓国
―揺れる大韓民国体制―」

第二週 六月九日

永綱 憲悟（亜細亜大学 国際関係学部 学部長）
「ブーチン大統領の再登場
―ロシアの政治変動とアジア志向論―」

第三週 六月十六日

滝井 光夫（桜美林大学 名誉教授）
「米大統領選挙の行方とアジア」

第四週 六月二十三日

阿部 純一（財団法人霞山会理事）
「習近平政権の課題」

第五週 六月三十日

鈴置 高史（日本経済新聞編集委員）
「米中新冷戦下と朝鮮半島
―韓国は海洋勢力側に留まるか―」

受講者は合計で六九八名でした。

梅雨の悪天候にも関わらず、多くの受講者に熱心に受講していただき、質疑応答も活発でした。皆様のご支援に御礼を申し上げます。

なお、公開講座の受講票でアジア・ウオッチャーの受講が出来ます。秋以降に開催を予定していますので、ご参加をお待ちしております。